

立川市議会政策提案のための所管事務調査ガイドライン

1 目的

所管部局の事務事業に関する調査を能動的に行うことによって、行政執行の監視機能を充実させるとともに、市民意見を反映しつつ、専門性を発揮した政策提案や提言を目指し、常任委員会（総務・厚生産業・環境建設・文教）において、活発な議員間討議を通じて、所管事務調査を行う。

2 調査事項（テーマ）

- (1) 各委員から提出された所管事務調査事項提案書の中から議員間討議により所管事務調査事項（テーマ）を決定する。
- (2) 決定した所管事務調査事項（テーマ）については、立川市議会会議規則第 96 条第 1 項に基づき議長に通知する。また、委員会の特定事件とする手続きをとる。

3 調査期間

「調査期間」は、委員の任期（2年間）終了までとする。

なお、期間内に調査が終了した場合、調査結果報告後、他の調査事項（テーマ）を設定し調査できるものとする。

4 調査手法

所管事務調査は、付託案件審査とは別の常任委員会の主体的な調査事項（テーマ）設定に基づく調査であり、市民との意見交換会を実施するほか、以下の手法等を必要に応じて用いることとする。

- (1) 執行部からの現状説明・報告及び質疑
- (2) 議員間討議
- (3) 行政視察
- (4) 市内の現場視察
- (5) 各種団体・関係機関等との意見交換
- (6) 参考人制度

5 日程

常任委員会開催の日を、所管事務調査の定例の調査活動日とする。

その他の調査活動日は、委員会での決定により閉会中も含め柔軟に日程を増やすことができる。

6 正副委員長会議

所管事務調査に関し日程や活動内容等の情報共有を図り、必要な調整を行う場として、議長は年4回（定例会ごと）の正副委員長会議を招集する。

7 調査報告

調査期間内に調査事項（テーマ）ごとの調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、本会議で報告する。

8 意見のとりまとめ

報告書における意見のとりまとめの考え方は以下の通り。

○意見のとりまとめ

【とりまとめできない場合】

1 各委員個別の意見

【全会一致の意見の場合】

2 委員会提言（政策提案）

3 委員会提出議案（意見書・決議）

4 委員会提出議案（条例）

9 市民への周知

「調査事項（テーマ）」、「調査過程」、「調査報告」及び「調査の成果」については、市議会ホームページ及び市議会だよりへの掲載を基本として、随時情報発信を行う。